# 金ケ崎町農業委員会議事録

令和元年 10 月 21 日午後 1 時 30 分から令和元年第 10 回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

１．本会議に出席した委員は 11 名で次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第 1 番委員 | 高　橋　旦　志 | 第 7 番委員 | 名　和　和　弘 |
| 第 2 番委員 | 石　　田　　一 | 第 8 番委員 | 菊　地　重　治 |
| 第 3 番委員 | 小　嶋　教　三 | 第 10 番委員 | 小 野 ま り 子 |
| 第 4 番委員 | 髙　橋　正　則 | 第 11 番委員 | 那 須　　正 昭 |
| 第 5 番委員 | 松　本　義　文 | 第 12 番委員 | 菊　地　成　壽 |
| 第 6 番委員 | 千　田　眞　一 | | |

２．本会議に出席した者は次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 事 務 局 長 | 阿　部　一　之 |
| 事務局長補佐 | 阿　部　勝　利 |
| 係　　長 | 及　川　　靖 |
| 主　　事 | 千　田　知　美 |

３．本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第１号　農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第３号　農地法適用外証明願の審査について
議案第４号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について

４．本会議の書記は次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 係　　長 | 及　川　　靖 |
| 主　　事 | 千　田　知　美 |

議　　長　　只今から令和元年第10回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間　13時30分

議　　長　　只今の出席委員は、11名であります。
　定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議　　長　　日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、議事録署名人には1番高橋旦志委員、2番石田一委員を、書記には事務局を指名いたします。

議　　長　　日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議　　長　　日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
事務局長　　【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
議　　長　　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議　　長　　日程第4、報告第1号　農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議　　長　　日程第5、報告第2号　農地法18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議　　長　　日程第6、議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議　　長　日程第7、議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号１番の案件について、３番小嶋教三委員より報告願います。

第３番委員　３番　小嶋です。10月10日午前、街地区の農地利用最適化推進委員の菊地勇委員と高橋重貴委員、事務局の及川係長と現地調査に行って来ました。

譲受人の[redacted]が町発注の[redacted]工事受注に伴い、材料仮置場・駐機車場・現場事務所の用地として利用するため、農地所有者の[redacted]さんから田を賃貸借により借り受け、一時転用しようとするものです。申請地は[redacted]の南東側の法面に隣接する田で、周囲は原野と田と畑となっています。6か月の間、面積3069㎡の内640㎡を使用し、必要最小限の面積で一時的に転用する計画です。受注工事完了後は速やかに現状の農地へ復元する計画となっていることから、一時転用は許可相当であると判断を致しました。以上で現地報告を終わります。

議　　長　ご苦労様でした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議　　長　日程第8、議案第３号　農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号１番の案件について、５番松本義文委員より報告願います。

第５番委員　５番　松本です。10月16日午後、北部地区の農地利用最適化推進委員の及川和芳委員と桑島健市委員、事務局の及川係長と現地調査に

行ってきました。
　申請地は[redacted]さん所有の畑ですが、現在は自宅の通路及び庭となっております。今回の申請に至った経緯ですが、昭和47年の土地改良事業の際に自宅に接していた以前の道路が切り替わった際、自宅と新たな町道との間に申請地の畑が残り、新たな町道への進入路として使用していたということです。今回、お孫さんが自宅敷地内に新たな住宅を建築するため調査をしたところ、許可を受けずに畑を道路として使用していたことが判明し、農地法適用外証明の手続きがなされました。現地を確認したところ、申請の通り道路及び庭として長年に渡り利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請者から今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きすることを記載した顛末書が提出されています。以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は妥当だと判断しました。以上で現地確認の報告を終わります。

議　　長　ご苦労様でした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
　議案第3号　農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって、本案は、証明することに決定しました。

議　　長　日程第9、議案第4号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第1番委員　1番　高橋です。期間は令和元年11月1日から令和17年10月31日となっていますが、なぜ17年なのでしょうか。

事　務　局　今回の議案の基盤整備事業は、農地中間管理機構との利用権設定を15年以上するというのが一つの条件となっています。今から15年間で設定してしまいますと、来年採択する時に農地中間管理機構との事業の関係が14年間になってしまいますので、余裕をもって17年間の期間に設定しました。

第5番委員　5番　松本です。基盤整備事業という事で、地質調査はすでに終わっていると思いますが、その後の工事発注や完成、作付け等はどのような計画になっているのか、分かる範囲で説明をお願いします。

事　務　局　4年間の基本調査が終わり、令和2年秋口の採択に向けて取り組んでいるところです。採択後は、実設計をして令和3年ころから換地計画の説明に入り、許可が出れば令和4年秋口からの工事になります。一元的にやるのではなく、令和9年までの6年間にわたって工事を進めていく予定です。早いところでは令和5年6月には工事が終わり、順次作業が出来ますが、実際には令和6年4月から水稲作付けが出来るということになります。

第７番委員　7番　名和です。期間が17年で、早いところだと5、6年後には作付けが出来るということですが、その後は農家に戻すのですか。それとも17年間岩手県農業公社が利用するということですか。

事務局　15年間は農地中間管理機構に預けることで基盤整備が出来るという事業になりますので、17年間は農地中間管理機構に預けなくてはいけません。

第７番委員　基盤整備後の農業経営は誰がしますか。

事務局　来月の農業委員会定例会に配分計画を議案として諮る予定です。現時点では小さい田のため集積が出来ないので、工事が終わったところごとに6つの担い手へ集積していくという形になります。

議長　他、質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議長　議案第4号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長　これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和元年第10回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労様でした。

時間　14時05分